

平成 30 年第 1 回津南町議会定例会会議録

(3月16日)

招集告示年月日		平成 30 年 2 月 20 日		招集場所		津南町役場議場	
開会	平成 30 年 2 月 28 日午前 10 時 00 分			閉会	平成 30 年 3 月 16 日午後 2 時 15 分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1 番	半戸 義昭	応・出	8 番	津端 眞一	応・出	
	2 番	村山 道明	応・出	9 番	大平 謙一	応・出	
	3 番	石田 タマエ	応・出	10 番	河田 強一	応・出	
	4 番	風巻 光明	応・出	11 番	藤ノ木 浩子	応・出	
	5 番	恩田 稔	応・出	12 番	吉野 徹	応・出	
	6 番	栞原 洋子	応・出	13 番	桑原 悠	応・出	
	7 番	中山 弘	応・出	14 番	草津 進	応・出	
地方自治法 第 121 条の 規定により 説明のため 出席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	上村 憲司	○	税務町民課長	高橋 隆明	○	
	副町長	小野塚 均	○	地域振興課長 農業委員会事務局長	江村 善文	○	
	教育長	桑原 正	○	建設課長	柳澤 康義	○	
	農業委員会長			教育委員会教育次長	上村 栄一	○	
	監査委員	藤ノ木 勤	○	会計管理者	板場 康之	○	
	総務課長	根津 和博	○	病院事務長	桑原 次郎	○	
	福祉保健課長	高橋 秀幸	○				
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	村山 詳吾	議会事務局班長	石沢 和也		
会議録署名議員	1 番	半戸 義昭		8 番	津端 眞一		

日程第1	議案第21号	財政調整基金の処分について
日程第2	議案第22号	平成30年度津南町一般会計予算
日程第3	議案第23号	平成30年度津南町国民健康保険特別会計予算
日程第4	議案第24号	平成30年度津南町後期高齢者医療特別会計予算
日程第5	議案第25号	平成30年度津南町介護保険特別会計予算
日程第6	議案第26号	平成30年度津南町簡易水道特別会計予算
日程第7	議案第27号	平成30年度津南町下水道事業特別会計予算
日程第8	議案第28号	平成30年度津南町農業集落排水事業特別会計予算
日程第9	議案第29号	平成30年度津南町病院事業会計予算
日程第10	同意第1号	津南町教育委員会教育長任命の同意について
日程第11	請願第1号	高速バス十日町一新潟線の存続を求める請願
日程第12	発議案第1号	高速バス十日町一新潟線の存続を求める意見書の提出について
日程第13	陳情第1号	核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出に関する陳情
日程第14	発議案第2号	核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について
日程第15	陳情第2号	障害者の暮らしの場の充実を求める意見書の提出に関する陳情
日程第16	発議案第3号	障害者の暮らしの場の充実を求める意見書の提出について
日程第17	議員派遣について	
日程第18	議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について	

議長の開議宣告

議長（草津 進）

これより本日の会議を開きます。

—（午後 1 時 00 分）—

議事日程の報告

議長（草津 進）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

議案第 21 号 財政調整基金の処分について

日 程 第 2

議案第 22 号 平成 30 年度津南町一般会計予算

日 程 第 3

議案第 23 号 平成 30 年度津南町国民健康保険特別会計予算

日 程 第 4

議案第 24 号 平成 30 年度津南町後期高齢者医療特別会計予算

日 程 第 5

議案第 25 号 平成 30 年度津南町介護保険特別会計予算

日 程 第 6

議案第 26 号 平成 30 年度津南町簡易水道特別会計予算

日 程 第 7

議案第 27 号 平成 30 年度津南町下水道事業特別会計予算

日 程 第 8

議案第 28 号 平成 30 年度津南町農業集落排水事業特別会計予算

日 程 第 9

議案第 29 号 平成 30 年度津南町病院事業会計予算

議長（草津 進）

議案第 21 号から議案第 29 号まで、一括議題といたします。
討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（草津 進）

議案第 21 号について討論を行います。 —（討論者なし）—
討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 21 号について採決いたします。

議案第 21 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 22 号について討論を行います。
まず、原案に反対の方の発言を許します。
6 番、栞原洋子議員。

（6 番）栞原洋子

日本共産党議員団を代表しまして、平成 30 年度一般会計予算に対し、反対の立場で討論いたします。

今、国会では、国有地取引に関する文書改ざん問題で議会制民主主義が根底から崩れるという事態に陥ろうとしています。また、避難計画がないまま大飯原発が再稼働し、地元をはじめ各地で抗議の声が上がっています。政府は、戦争する国へと進みながら軍事費に予算を費やし、巨大企業、大資本家一辺倒の予算編成をし、国の借金を口実に地方切捨て、弱者切捨てを行っていません。福祉・社会保障の削減で医療・介護への国民負担増と年金削減などの改悪をし、国民の暮らしを脅かしています。こうした悪政のもと町民が安心して暮らすために町新年度予算がどう反映されているのか、幾つか意見を述べさせていただきます。

まず 1 点目、国の医療費削減政策により、十日町・津南地域は入院ベッドが 33%も減少し、医療崩壊の危機と言わざるをえません。住民の命と健康を守るための大事な津南病院は、住民全体の意見反映がないなか、国の方針に追随するかたちで 114 床あったベッドを 45 床へと縮小し、将来は診療所もあり得るとの考えもにじませています。町民の命と健康を守る砦である津南病院は、医師・看護師の確保に全力で取り組み、ベッドを減らすべきではありません。

次に、農業についてであります。国は、大規模化のためだけに多くの補助金を出していますが、家族農業を支えるための施策がなく、大規模化一辺倒になっています。大規模化により、町の農業生産額が減らなくても農家戸数が大幅に減少すれば、町の人口減少に拍車をかけ、経済の地域内循環が衰退し、町の存続が危ぶまれます。農業立町の町であり、町長は国の言いなりではなく、小規模農家、家族農業を支える支援が必要です。また、子育て支援、若者支援については、町が率先して正規雇用を増やし、所得の安定を図り、保育料の無料化や通園・通学などへの支援を充実させることが必要と考えます。また、観光施策については、ジオパーク、大地の芸術祭などには多額の税金が投入されていますが、町民の意見反映をしたなかで観光全体を考える施策が必

要と考えます。一方、深見坂の道路改修など町民の暮らしに対する前進面も見られますが、新年度予算全体としては、国の地方切捨ての方向に追随したものであります。国の言いなりではなく、国の悪政からの防波堤となって町民に寄り添い、町民の暮らしを守る町政が必要です。

よって、平成 30 年度一般会計予算に対し、反対討論といたします。

議長（草津 進）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

3 番、石田タマエ議員。

（3 番）石田タマエ

平成 30 年度一般会計予算 64 億 9,800 万円に賛成の立場で討論いたします。

「強くてどこよりもやさしい町づくり」を基本理念に挙げ、町政運営が進められております。強い町づくりとして、コメを取り巻く情勢が大きく変わろうとしている矢先、魚沼コシヒカリがランク落ちし、今後、生産者や集荷業者の経営手腕が問われることとなります。当津南町においては、早くから「安心・安全の津南米」を旗印に津南町認証米の取組をしてきました。一方、畑作物では、雪下ニンジンをはじめとする津南ブランドの開発に取り組み、消費者に選ばれるコメ作り、作物作りへと取組がなされてきました。各種補助制度も見直しをしながら支援を継続することで、揺るぎない津南農業の基盤を確立することと期待するところです。

また、観光振興では、旧中津小学校をジオパークの拠点施設として整備し、観光と学びの両面からの活用を図っていくことで、津南の歴史文化を再認識するとともに価値の高い文化財の普及啓発に期待をするところです。併せて、今年は大地的芸術祭の開催の年であり、広く国内外からの入込みが予想され、より津南の魅力を広く発信していきたいものであります。

一方、やさしい町づくりでは、まず、要援護者対策として、冬期間の除雪に苦慮しておりましたが、今年度、除雪支援の範囲を一部拡大することで、より安心感が高まります。また、高齢者や障がい者にとって移動手段がそれぞれの活動範囲を制限しがちですが、平成 32 年度をめどに公共交通の見直しがなされることに大きく期待するところです。また、現状での移動手段として、透析治療の方々の通院手段の確保や福祉施設への通所交通費助成等を継続することは、誰でもが安心して暮らし続けられる町づくりへとつながると確信いたします。なお、今後の課題として、保育園統合や津南病院の抜本的な改革が挙げられます。保育園統合については、保育ビジョンを明確にして、教育委員会のリーダーシップのもと、住民への理解を深めていくことが求められます。津南病院については、病院運営審議会の答申を受けて、抜本的な改革を一つずつ進めていかなければなりません。改革を進めるに当たり、全国的な人口減少、また一方では、医療スタッフ不足のなか自治体病院としてどうあるべきか。医師・看護師確保はもちろんですが、ただただ医師や看護師不足だけにとらわれず、また、決して国への追従ではなく、ベッド数など現状の住民ニーズに応えられる規模で医療と福祉の連携の拠点として、また、魚沼圏域の医療体制の中で津南病院の担う役割を認識し、町民ニーズを的確に把握して、身の丈に合った町立病院を再構築していくことが必要と考えます。

最後に、上村町長におかれましては、年度途中での任期満了となりますが、平成 30 年度の施政方針を当局職員の皆さんで共有し、「強くてどこよりもやさしい津南町づくり」の継承を願っ

て、賛成討論といたします。

議長（草津 進）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 22 号について採決いたします。

議案第 22 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 11 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。よって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 23 号について討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

国民健康保険特別会計予算に対しまして反対討論を行います。

国民健康保険は、いよいよ今年度から都道府県化となり、県が保険者となって市町村を統括・監督する仕組みに変わります。国保の広域化によって、国保が抱える構造上の問題、多くの低所得者がいるにもかかわらず保険料が高いという構造的な問題が解決するのかどうか、大変疑問であります。その一つは、今年度、津南町の国保料は、昨年同様据え置きといたしましたが、県が示した標準額に照らせば、津南町は約 2 万円近く値上げとなります。また、一般会計からの繰入れを解消していく方向が盛り込まれていて、津南町にとって国保の広域化は負担増へ更に進む道、制度と考えます。

二つ目に、広域化に当たって全国知事会は、協会けんぽ並みの保険料負担とするために 1 兆円の国の財源が必要だとして国に要求しました。結果、今年度 3,400 億円の国の財政措置がありますが、知事会の要求とは大きくかい離していて、構造的な問題が解決するとは思えません。こうした状況にあっても、国保の保険料は市町村で決めるわけですから、いかに住民の負担を軽減し、暮らしを支えるかが私は重要と考えます。全国知事会も町村会も子育て支援の観点から、子どもに関わる保険料、均等割の軽減を国に要請しています。町としても声を上げてください。広域化によって、町独自策としていた葬祭費も 8 万円から 5 万円に右ならえとなってしまいました。医療制度も合併してしまえば津南の良さが消えてしまう、その表れかと思えます。平成 30 年度の保険料は、平成 29 年度と同様、据置きとなりましたけれども、一人当たりの年平均は 9 万 6,800 円。住民にとって重い負担感は拭えません。私は、一般会計からの法定外繰入を減らさずに 1 世帯 1 万円の引上げ、約 1,400 万円の予算を追加して負担軽減を図って、少しでも暮らしを支えることが必要ではないかと思っています。

幾つか意見を申し上げまして、反対討論といたします。

議長（草津 進）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

次に、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 23 号について採決いたします。

議案第 23 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 11 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。よって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 24 号について討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論を申し上げます。

後期高齢者医療制度というのは、私ども日本共産党は、国民を年齢で区切って高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで、負担増と差別を押し付ける制度だとして反対してきました。速やかに撤廃をして、元の老人保健制度に戻すべきだとしています。平成 29 年度から制度見直しによって、低所得者に対する保険料の軽減措置も段階的に廃止されていて、既に負担増となっています。更に平成 30 年度から保険料の値上げが行われます。高齢となれば、誰もが病気がちです。そうした高齢者に国は年金を減らし続けているのではないですか。収入は限られています。今年度、介護保険料も値上げです。私は、高齢者に二重三重の苦しみを許すわけにはいきません。大本には、安倍政権の社会保障削減政策です。年齢で差別し、高齢者に負担増を押し付ける医療制度には、反対といたします。

議長（草津 進）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

次に、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 24 号について採決いたします。

議案第 24 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 11 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。よって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 25 号について討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

介護保険特別会計予算について反対討論を申し上げます。

介護保険制度は、介護の社会化、家族介護の負担軽減をうたい文句に制度がスタートいたしました。サービスそのものは増えてきたとはいえ、制度開始からこれまで政府の社会保障削減のもとでサービスの切下げと負担増が行われてきました。元厚生労働省老健局長として介護保険サービスを主導してきた堤氏は、業界紙に寄稿文として載せておりました。「団塊の世代にとって介護保険は、国家的詐欺になりつつある。」とまで述べています。安心して利用できる介護保険とは到底言えない制度へどんどん進んでいるのではないのでしょうか。

反対理由の一つに、介護保険料です。3年に一度の見直しで、今期も標準額が 6,000 円から 6,400 円に値上げとなりました。高齢者の年金から否応なしに保険料が天引きされます。年金収入のみの高齢者にとっては、暮らしを脅かす一つとなっています。さらに、福祉保健課長の答弁でも分かりましたが、第 1 号被保険者と第 2 号被保険者の両者の中で保険料の負担割合を変え、高齢者に更に重くしているのではないのでしょうか。社会保障として国庫負担を増やし、住民の保険料軽減を図るべきだと考えます。

二つ目に、保険料値上げが続く一方で、介護サービスは使えないように使えないようにと切下げが行われているということです。これまで、特養入所を原則要介護 3 以上にする制度改悪が行われました。要支援 1・2 の訪問介護や通所介護も保険給付から外されました。今年度はどうでしょうか。生活援助サービスで、ヘルパーの訪問回数が一定数を超えるプランをケアマネージャーが市町村に届け出ることが義務付けられました。届け出対象となる訪問回数は、国が年に 1 回定めるのだそうですが、現在示されているのが 1 日 1 回超えれば、届け出対象になるのだそうです。これが会議にかけられ、実質的に利用抑制になる可能性があることは明らかではないのでしょうか。デイサービスでは、介護保険からの卒業を目指す自立支援の取組が重視され、ADL（※日常生活動作）が改善されれば、成功報酬を加算する制度が導入されます。こうなると、利用者の選別も招きかねません。デイサービスは、誰もが安心して過ごせる場であることが第一に大切であります。自立の押し付けではなく、家族介護の負担軽減の役割を評価し、安定した運営ができる介護報酬が求められるのではないのでしょうか。

三つ目に、介護労働者の低賃金や重労働による人手不足が今深刻であるということです。介護報酬を引き上げて、事業者が安定的に運営できることと労働者の処遇改善を進めるべきです。そうしなければ、サービスそのものが提供できない危機に陥ってしまいます。介護は、人と人とのふれあいの仕事ですから、やりがいもありますが重労働です。それに見合った賃金にしていかなければ、人材は確保できないと思います。津南町の介護保険制度では、在宅介護サービスを利用している全ての方に利用料の負担軽減対策が図られ、在宅介護手当の制度も長年継続されてい

ることは高く評価をいたします。しかし、現在の制度は、保険料の値上げは天井知らずに上げられていますし、サービスを利用しようと思えば、利用料の3割負担が更に導入されます。福祉用具の貸与価格に上限が設けられ、保険給付の対象からも外されることも盛り込まれています。それは利用者への負担増です。負担増と給付削減ばかりの制度の押し付けでは、安心して介護サービスを受けられません。国の社会保障削減による介護保険制度改悪に対し、真に介護が必要な人、誰もが安心してサービスを利用できるように声を上げていく必要があります。

よって、意見を申し上げまして、反対といたします。

議長（草津 進）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

3番、石田タマエ議員。

（3番）石田タマエ

介護保険特別会計予算 17 億 6,543 万 8,000 円に賛成の立場で討論いたします。平成 30 年度は、第 7 期事業計画のスタートの年です。御承知のとおり、社会保障の財源確保が国の大きな課題であることは言うまでもありません。2025 年問題が目の前に迫っております。これらを取り切るために、3 年ごとの制度の見直しなどを繰り返しながら、介護保険制度を維持してきています。当津南町では、介護保険開始当初から、他地域に比べて要介護者への受入れ施設等の体制が整っています。また、高齢化率も高い地域であります。それらのことから、介護給付費は新潟県内で一番高い地域となっています。これを賄う財源で我々住民が納める介護保険料ですが、平成 30 年度の額は、まだ各市町村の情報が出そろってはいませんが、県内では 7,500 円程度を予定している自治体もあると聞いています。このようなことから、当津南町も平成 30 年度は、一般会計からの繰入れだけに頼らず、保険料基準額が月額 6,000 円から 6,400 円に上がることは、やむを得ない値上げだと判断をいたします。今ほどの反対討論ですが、制度批判がほとんどだったように受け取れます。しかし、この制度を非難し、この予算執行をしなければ、住民の生活はどうなりますか。制度を順守して事業を進めるからこそ、住民の生活が守れるものだと考えます。ますます高齢化が進み、支える手が不足することが予想される高齢社会をなんとか乗り切っていくために、まずは介護予防並びに介護度の重症化を抑えるための施策が最も重要だと考えます。当町では、クアハウス津南等を活用した各種介護予防事業を展開していますが、今後、更に参加者を増やすことなど、また、介護予防に対する啓発活動を展開することが重要だと考えます。

1 日でも長く自分の力で生活ができる健康寿命の延伸を望んで、賛成討論といたします。

議長（草津 進）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 25 号について採決いたします。

議案第 25 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

— (起立 11 名、非起立 2 名) —

賛成多数です。よって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 26 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 26 号について採決いたします。

議案第 26 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 27 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 27 号について採決いたします。

議案第 27 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 28 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 28 号について採決いたします。

議案第 28 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 29 号について討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

11 番、藤ノ木浩子議員。

(11 番) 藤ノ木浩子

病院事業会計予算につきまして、この間、大変我慢をしてきましたが、今回は反対討論をさせていただきます。

一つは、一般病床を 45 床に削減した点であります。経営改善の第一は、医師・看護師確保だとする経営診断書に反し、医療スタッフも減り続けています。療養病床は、退職者に見合う数の看護師が確保できないがためにやむを得ず休床とし、入院患者を退院させました。今度は、「62 床では 32 名確保しておかなければならない。45 床なら 23 人で済む。患者も少ないから実態に合わせて減らすのだ。」という説明でありました。こうした縮小縮小へと推し進めていく道が経営改善となるのでしょうか。十日町・津南地域で今、入院ベッドが減り続けています。これは、

地域医療の崩壊の危機と言わざるを得ません。

二つ目に、病院内に20床ほどの老人福祉施設を作ることは、私は反対です。その必要性和経営見通しも分かりません。どうしても必要な声があるのであれば、町内の法人にお願いしてみるべきではないでしょうか。町長の姿勢は、「魚沼基幹病院がある。十日町病院がある。」そちらに向いてはいないでしょうか。病院内に福祉施設を作り、入院ベッドの縮小の道は、診療所になってしまうのではないのでしょうか。私は、絶対にその方向を許すわけにはいかないと思っています。看護学校もできる見通しがつきました。看護学生が津南病院にも実習にやってきます。今、公立病院として津南病院がここで踏ん張って医療を守らなければ、住民の健康は守れないと思います。

よって病院事業会計については、反対といたします。

議長（草津 進）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

4番、風巻光明議員。

（4番）風巻光明

それでは、町立津南病院事業会計予算の賛成討論を行わせていただきます。

津南町は、年々人口が減少し、とうとう1万人を切ってしまいました。魚沼圏域で新しい病院がオープンするなか、津南病院では、医療収益のうち外来収益・入院収益とも減少の予算となり、引き続き厳しい予算となりました。そのようななか、昨年、町長より損益改善の抜本対策について諮問を受け、12月に答申を提出したところであります。その内容については、議員各位御存じのとおりでありますけれども、大きな柱として10項目あります。なかでも、院外薬局の導入、通所リハビリの拡充、実態に即した一般病床の改変と地域包括ケア病床の設置、在宅医療の充実等に力を入れ、平成30年度より損益の改善に全力を尽くしていくとのことであります。一方、外来診療科の見直しも検討されましたが、急激な変化には、住民の不安を煽ることと、医師確保の課題にも壁を作ることになることが予測されるため、ほぼ現状どおりとし、年度前に実情を分析し、住民ニーズに合った診療科の構築を行う予定となっております。また、医師不足と看護師不足対策は、継続して進めなければならない課題ですが、平成30年には、就学支援制度等の効果が表れ、5名の新人看護師を確保できたことは、大きく評価できるものであります。さらに、医療専門学校の子生の実習受入れを担当することになり、苦勞をするかもしれませんが、将来に向けた一つの布石であると評価いたします。なお、一部で療養病床や一般病床を増やせば入院患者も増加し、損益が大幅に改善できるとの声もありますが、今後の魚沼圏域の状況を鑑みると、このようなことは全く当たりません。平成30年度予算は新たなスタートを切るわけでありますが、今も医師・看護師、事務部門全員が一丸となって、赤字を削減すべく医療報酬の点数の上積みや経費の節減など積極的に取り組む姿勢がうかがえ、私たちにもひしひしと伝わってまいります。引き続き院長のリーダーシップのもと、病院に勤務する人全員が損益意識を持ち行動し、津南病院と地域間の連携、自立した津南病院を確立し、この難局を打破できるよう、なお一層取り組まれることを期待し、本病院事業会計予算に賛成といたします。議員の皆様の賛同をお願いします。

以上です。

議長（草津 進）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 29 号について採決いたします。

議案第 29 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 10 名、非起立 3 名）—

賛成多数です。よって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 10

同意第 1 号 津南町教育委員会教育長任命の同意について

議長（草津 進）

同意第 1 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

町教育委員会教育長、桑原正氏は、平成 30 年 4 月 3 日をもって教育長の任期が満了いたしますが、再度任命したいので、議会の同意をお願いするものであります。桑原氏の略歴につきましては、参考資料のとおりであり、人格識見ともに教育長として適任であると考えておりますので、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 1 号について採決を行います。

採決は先例に従い無記名投票をもって行います。議場を閉鎖いたします。

—（書記議場閉鎖）—

ただ今議場に在場する表決権を有する出席議員数は 13 名です。採決が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 6 番、栗原洋子議員、12 番、吉野徹議員を指名いたします。

議長（草津 進）

投票用紙を配布いたします。

—（投票用紙の配布）—

念のため申し上げます。本案を可とする方は「賛成」と、否とする方は「反対」と記載願います。なお、白票、他事記載は否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

—（投票箱の点検）—

異常なしと認めます。

これより投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

—（投票の実施）—

議長（草津 進）

投票漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人は所定の席にお着き願います。

—（開票）—

立会人は自席にお戻り願います。

議長（草津 進）

開票の結果を申し上げます。投票総数 13 票。内、有効投票 13 票。無効投票 0 票。有効投票中賛成 10 票、反対 3 票。

以上のとおり賛成多数です。よって、同意第 1 号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。

日 程 第 11

請願第 1 号 高速バス十日町—新潟線の存続を求める請願書

議長（草津 進）

請願第 1 号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長（風巻光明）

3 件ございますので、なるべくポイントだけで御説明したいと思います。

請願第 1 号、平成 30 年 2 月 16 日付け十日町地区労働者福祉協議会会長山口耕一郎様より「高速バス十日町—新潟線の存続を求める請願」を受理いたしました。議長より総文福祉常任委員会に付託を受けたので申し上げます。請願の趣旨は、「少子高齢化が進み、公共交通を取り巻く環境は年々厳しさを増している。過日の新聞報道で越後交通(株)は、廃止を検討していた十日町—

新潟線の高速バスを本年9月末で終える方針が出されました。本線は、現在1日2往復で、2016年度は3万4,260人が利用しているが、その廃止の理由は、運転手不足で確保のめどが立たないことや、利用者の減少に歯止めがかからない。」と現状報告されています。そのため、県の交通政策局副局長は、「高速バスは、生活路線としての側面があり、沿線自治体の考えを聞き、必要であれば支援も検討したい。」との見解であります。電車やバスで乗換え・乗継ぎも可能ですが、階段や待ち時間など利便性が著しく損なわれ、高速バスは住民の生活路線であり、県庁、県立がんセンター、新潟市役所、新潟大学病院に乘換えなしで行けるため、非常に重要な交通手段であります。本路線の存続を求め、意見書を提出願いたいということでもあります。

請願事項は、「1. 高速バス十日町—新潟線（十日町—六日町—小出—小千谷—新潟）は、沿線住民の生活路線であり、住民の意見を十分尊重し、運行を存続すること。」「2. 運行存続にあたり、必要な支援策を講じること。」等の記載のとおりでございます。

次に、委員会の審査であります。3月1日に当委員会において審査を行いました。賛成意見として、「十日町で津南の人も含め五、六人乗っています。がんセンターや大学病院へ直で行けるので便利です。」「料金は2,000円程度で十日町に車を置いてこのバスに乗り、病院に通っているとの声を多く聞きます。無くなると交通弱者が不便となります。」「高齢者や中高生が乗換えなく行けるので、非常に分かりやすいバス路線である。」というような賛成意見が出ました。最終的に採決を行い、結果、全員賛成で総文福祉常任委員会としては、本請願を採択いたしました。

以上でございます。

議長（草津 進）

委員長報告に対する質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

請願第1号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

請願第1号について採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は採択です。請願第1号について委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日 程 第 12

発議案第1号 高速バス十日町—新潟線の存続を求める意見書の提出について

議長（草津 進）

発議案第1号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4番、風巻光明議員。

(4番) 風巻光明

ただ今は、請願を全員賛成で採択、ありがとうございました。

発議案第1号高速バス十日町―新潟線の存続を求める意見書の提出について、意見書を提出したいと思います。内容については、皆さんに配布のとおりで、先ほどの説明のとおりでございます。提出先は、新潟県知事米山隆一様です。

皆さんの賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

議長(草津 進)

これより質疑を行います。

―(質疑者なし)―

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

―(討論者なし)―

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

発議案第1号について採決いたします。

発議案第1号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 ―(全員起立)―

全員賛成です。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 13

陳情第1号 核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出に関する陳情

議長(草津 進)

陳情第1号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長(風巻光明)

続きまして、陳情第1号核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出に関する陳情について御説明いたします。平成30年2月14日に「ヒバクシャ国際署名」新潟県連絡会の新潟県原爆被害者の会会長山内悦子様ほか3団体名で「核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出に関する陳情」を受理し、議長より総文福祉常任委員会に付託を受けました。陳情趣旨について説明いたします。昨年、7月7日にニューヨークの国連本部で核兵器禁止条約が圧倒的多数の賛成で成立しました。日本が原爆投下された70年後に採択されたことは、画期的な前進であります。しかし、米国、英国、フランス、ロシア、中国など核保有国は反対しました。また、核の傘の下にある40か国も参加しませんでした。日本も交渉に参加せず、署名しないと言及しています。さらに、昨年ノーベル平和賞は「ICAN」が受賞されることが決まり、サーロー節子さんが「核を持つことも、その傘下にある国にも、署名を拒否すれば、歴史の厳しい審判を受けることになるだろう。」と演説を行いました。核兵器の非人道性を身を持って体験した日本は、核兵器禁止条約の成立に向け、先頭に立って説得する役割を果たすべきであります。

以上の立場から、下記事項の速やかな実施を求める意見書を提出するよう陳情いたします。
「一、日本政府は核兵器禁止条約をすみやかに調印すること。」「二、それまでの間は、オブザーバーとして条約国会合および再検討会議に参加すること。」

次に、委員会審査であります。3月1日に当委員会で審査を行いました。委員会での意見は、「昨年3月にも締結前の同様の陳情があり、委員会も本会議でも全員賛成で採択されました。したがって、陳情内容を読んだとおり、問題なく賛成であります。」というような意見が多ございました。最終的に採択を行いまして、全員賛成で、総文福祉常任委員会としては本陳情を採択といたしました。

以上です。

議長（草津 進）

委員長報告に対する質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

陳情第1号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

陳情第1号について採決いたします。

陳情第1号に対する委員長報告は採択です。陳情第1号について委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日 程 第 14

発議案第2号 核兵器禁止条の調印を求める意見書の提出について

議長（草津 進）

発議案第2号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4番、風巻光明議員。

（4番）風巻光明

ただ今の陳情について、採択、大変ありがとうございました。

発議案第2号として、意見書を提出したいと思っております。内容については、配布している資料のとおりでございます。提出先は、内閣総理大臣、外務大臣であります。

よろしく申し上げます。

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第2号について採決いたします。

発議案第2号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —
全員賛成です。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 15

陳情第2号 障害者の暮らしの場の充実を求める意見書の提出に関する陳情

議長 (草津 進)

陳情第2号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長 (風巻光明)

それでは、陳情第2号障害者の暮らしの場の充実を求める意見書の提出に関する陳情について御説明いたします。平成30年2月16日付けで、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会の会長中内福茂様より「障害者の暮らしの場の充実を求める意見書の提出に関する陳情」を受理し、議長より総文福祉常任委員会に付託を受けました。陳情趣旨について説明いたします。何らかの支援がなければ生きていけない障害児は年々増加しています。今の障害福祉施策は、グループホームや入所施設など社会的資源が絶対的に不足し、結果として多くの障がい児が家族の介護に依存した生活を余儀なくされています。家族に依存した生活の長期化は、精神的にも経済的にも相互依存が助長し、自立をますます困難なものとしています。我が国は、国連障害者権利条約の締約国となり、第19条、第28条での趣旨は、「特定の生活施設で生活することなく生活水準の改善について障害者は権利を認める」というふうになっています。多くの障がい者や家族は、社会から孤立せず、生きる基盤となる暮らしの場の整備を切実に望んでいます。よって、こうした深刻な状況を打開するため、地域で安心して暮らすために必要な社会資源の充実を早期に実現するよう要望し、下記意見書の提出を求めます。

「1. 障害児者が『暮らしの場』を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保すること。」「2. 入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。」「3. 前2項を実現するために、障害者関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。」ということであります。

次に、委員会の審査であります。3月1日に当委員会で審査を行いました。委員会での意見は、「障がい者を持つ親の高齢化が進み、安心して預けられる施設の拡充は、今後必要である。」「障がい者の支援は、昔に比べ格段に進んできたが、独り暮らしができないような重度障がい者の暮らしの場の整備は、親たちの心からの願いである。したがって、実現に向けるべきだ。」などの賛成意見があり、採択を行いました。結果、全員賛成で総文福祉常任委員会としては、本陳情を採択といたしました。

以上です。

議長（草津 進）

委員長報告に対する質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

陳情第2号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

陳情第2号について採決いたします。

陳情第2号に対する委員長報告は採択です。陳情第2号について委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日 程 第 16

発議案第3号 障害者の暮らしの場の充実を求める意見書の提出について

議長（草津 進）

発議案第3号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4番、風巻光明議員。

（4番）風巻光明

発議案第3号障害者の暮らしの場の充実を求める意見書の提出について、陳情を採択していただき、ありがとうございました。したがって、意見書を提出したいと思います。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官でございます。意見書の内容については、皆さんのお手元に配布されてある文書のとおりであります。よろしく願いいたします。

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第3号について採決いたします。

発議案第3号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 17

議員派遣の件について

議長（草津 進）

議員派遣の件についてを議案といたします。

お諮りいたします。

会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布した内容で議員を派遣することにしたと思います。これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配布したとおり派遣することに決定いたしました。

日 程 第 18

議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長（草津 進）

議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。

委員長から会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の調査・審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに決定いたしました。

議長（草津 進）

以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（上村憲司）

平成 30 年第 1 回津南町定例議会を閉会するに当たり、謹んで一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

本議会は、御案内のとおり予算議会と言われる、年 4 回ある定例議会の中では、最も肝要かつ重要な議会であります。上程させていただきました全議案、また、同意案件につきまして、可決若しくは承認を賜りましたことを改めて感謝を申し上げる次第であります。

私にとりましては、最後の定例議会でありまして、顧みて 8 年間、様々な事々がございましたけれども、一つには、町民の皆様方の御支援を賜りました。また、一つには、議会の皆様方と一緒に町政を担わせていただきました。様々な事々の中で、共に津南町町政の進展にいささかなりとも貢献させていただくことができましたことを無上の喜びといたしておるところであります。町民並びに議員各位、さらには、共に汗をかき、涙を流していただいた職員諸君、この場を借り

て衷心より感謝を申し上げさせていただく次第であります。ありがとうございました。

今から2,500年ほど前になりましょうか。孔子という方がおられました。孔子にお弟子さんが「国を治めるといろいろなことがあると思うけれども、その中から三つだけ選んで大事なことは何か教えてください。」そう言いましたら、孔子は、こう答えたそうであります。「まず、兵を足せ。次に、食を足せ。次に、民をして信ぜせしめよ。」そう言ったそうであります。「為政者である以上、国民を侵略から守るための兵というものを涵養しなさい。さらには、国民を飢えさせることのないように食料というものを確保しなさい。さらには、国民と為政者の間の信頼関係というものをしっかりと築きなさい。」そう教えたそうであります。子貢という弟子が聞いたのだそうでありますけれども、子貢、重ねて問う。「三つのうち一つ外すとしたら、先生、なんですかね。」「兵を去れ。軍備というものを去りなさい。」そう答えられたそうであります。子貢、重ねて問う。「もう二つしかないのです。もう取るものはないと思うのですけれども、二つのうちどっちかを外すとしたら、どっちですか。」「子貢という弟子は、内心、「食い物がなくなれば人間生きていけないのだから、『信を去れ。』」そう孔子は答える。」そう思って聞いたそうです。しかし、孔子は即座に「食を去れ。」そう答えられたそうであります。続けて、「民はすべからず信なくんば立たず。」そうおっしゃったそうであります。私は、好きな話でありました。こういった世界に30年身を置かせていただいて、一貫して思ってきたことは、信頼というたった二つの言葉でありました。議員である時は、県政に信頼を。今の任にあつては、町政に信頼を。そのことのみをずっと願い、思い、追い求めてきた日々であったなあ、そんなように思っております。おかげさまで、今日こういう御挨拶をさせていただくなかで、顧みて自分の歩いた足跡に一つの汚れもなかったな、そう思わせていただくことが無上の喜びであります。まだ任期はございますけれども、残した任期も、いかなる権力にも圧力にも媚びず、へつらわず、皆さんと一緒に津南町の大道を歩ませていただける、そういった町政を貫きたいと願っておるところであります。私をはじめ、まだまだ至らない職員、あるいは、行政のスタッフでありますけれども、一生懸命であります。どうぞ今後とも議員各位におかれましては、津南町に真摯なる御支援、御理解を賜りますように心からお願いを申し上げさせていただき、私の御礼、感謝の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。どうかよろしく願いいたします。

議長（草津 進）

これにて、平成30年第1回津南町議会定例会を閉会いたします。

—（午後2時15分）—